

Inforex(商品情報DB)サービス

<サービス利用規約>

第一章 総 則

(サービスの目的)

第1条 株式会社ジャパン・インフォレックス(以下、「当社」という)が提供する「Inforex(商品情報DB)サービス」(以下、「Inforex サービス」という)は、酒類・加工食品業界における会員企業の商品情報をデータベース化し、流通各層の業務の効率化及び省力化に資する商品情報サービスを提供することを目的とする。

(利用規約)

第2条 Inforex サービスについては、法令の定めによるほか、このサービス利用規約(以下、「本規約」という)に定めるところにより、本規約と法令の定め等の規定が異なる場合は、本規約の定めが優先適用されるものとする。

(本規約の変更)

第3条 1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができる。
1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1カ月前までに本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ユーザー管理サイトに掲示または会員に電子メールで通知する。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員が本サービスを利用したとき、または効力発生日までに解約の申請を行わなかったときは、会員は、本規約の変更に同意したものとみなす。

(用語の定義)

第4条 本規約で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

会 員	当社が、Inforex サービスの利用を承諾した企業
デ ー タ	Inforex サービスで取り扱う商品の画像情報、文字情報
サービス利用開始日	会員として Inforex サービスの利用が可能となる最初の日

第二章 サービス

(サービスの提供)

第5条 1. 当社は、会員に対して次のサービスを提供する。
1) Inforex サービスに自己で扱う商品のデータを登録し、保管し配信するサービス
2) 会員とのコミュニケーションを図るためのサービス及び業界情報等を提供するサービス
2. 当社は、第3条の規定に準じて Inforex サービスの内容の一部、または全部の変更・追加をすることができる。
3. 登録するマスター項目を追加・変更する必要が出た場合、当社はホームページ、電子メールなどで案内し、一定の猶予期間を経て行うこととする。
4. 当社は、消費者向け情報提供サービスについては、当面これを行わない。ただし直接消費者に情報提供を行う必要が生じた場合は当社ホームページ、電子メールなどで会員に案内し、相当の猶予期間を経て異議の申し立てがなかった場合に実施することとする。

(本規約の遵守)

第6条 会員は、当社が提供する Inforex サービスを利用するにあたり、本規約を遵守するものとする。

(業務委託)

第7条 当社は、Inforex サービスを提供するため業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

第三章 Inforex の利用

(サービス利用の申込みなど)

第8条 1. Inforex サービスの利用を希望する企業(以下、「利用申込者」という)は、当社の Inforex 登録サービス申込みサイトよりサービス利用申込みを行うものとする。
2. 会員または利用申込者が業務代行事業者を利用料金の支払業務を委託する場合(以下「支払委託業者」という)、当社のユーザー管理サイトより申請し、当社の承諾を得るものとする。

(サービス利用の承諾)

第9条 当社は、利用申込者に Inforex サービスの利用を承諾した場合、当該利用申込者を会員として登録し、サービス利用開始日、企業ID、パスワードなど(以下、「ID等」という)を「電子メール」により通知する。なお、当社からの利用承諾通知後、利用申込者が書面の「Inforex 商品情報 DB サービスご利用申込書」(以下、「利用申込書」)を当社に提出し、当社が利用申込書を受領することにより、当社と利用申込者との間で Inforex サービス利用契約(以下、「本契約」という)が成立するものとする。

(地位の承継)

第10条 会員において合併または会社分割があった場合、会員の地位を承継した企業は、承継の日から1カ月以内にこれを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出ることとする。なお、当該届出がなかったことで会員に不利益が生じた場合があったとしても、当社は一切の責を負わない。

(会員資格譲渡の禁止)

第11条 会員は、前条の規定による場合を除き、Inforex サービスの提供を受けるための会員資格を第三者に譲渡または貸与してはならない。

(ID等の取り扱い)

- 第12条 1. 会員は、第9条の規定によるID等の他、会員が追加する利用者ID及びパスワードを自己の責任をもって管理するものとし、これを第三者に貸与し、使用させてはならない。
2. 会員は、第9条の規定によるID等について、遺失、盗難、漏出などがあつた場合、遅滞なく当社に届け出ることとする。この場合、当社は、新規のID等の交付を行うまで、会員の Inforex サービスの利用を停止することができる。

(商号等の変更)

- 第13条 会員はサービス利用申込時に登録した内容(商号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、利用担当者、請求先など)に変更があつた場合は、遅滞なく当社のユーザー管理サイトに登録することとする。なお、当該届出がなかつたことで会員に不利益が生じた場合があつたとしても、当社は一切の責を負わない。

(サービスの停止)

- 第14条 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、Inforex サービスの提供を停止することができる。
1) 支払期限を経過しても Inforex サービスの利用料金、割増金、または遅延損害金を支払わないとき
2) 第三者から、権利侵害を理由に、当該会員のデータの公開を停止する旨の申し出があり、その申し出の理由が相当であると当社が判断したとき
3) 前号のほか、本規約の規定に違反し当社の業務または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがある行為があつたとき
2. 当社は、前項の規定により Inforex サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、実施期日、及び停止期間を会員に通知する。なお、停止期間は延長することができるものとし、その場合には、当社は延長後の停止期間を通知する。

(サービスの停止解除)

- 第15条 当社は、前条第2項の規定による停止期間中であっても、前条第1項各号の事由が解消された場合には、Inforex サービスの提供の停止を解除することができる。

(サービスの中断)

- 第16条 1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、Inforex サービスの全部または一部の提供を中断することができる。
1) 天災地変その他不可抗力による非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき
2) インターネット全般にかかわる障害が発生したとき
3) 当社の設備の保守上、または工事中やむを得ないとき
2. 当社は、前項の規定により Inforex サービスの提供を中断する場合、あらかじめ会員に通知する。ただし、緊急の事態等やむを得ないときは、この限りではない。

(サービスの終了)

- 第17条 当社に Inforex サービスの提供を継続できない重大な事態が発生した場合は、Inforex サービスの提供を中止する日の3カ月前までに会員に通知し、Inforex サービスの提供を終了することができる。ただし、緊急を要する場合には、当社は、事前通知期間を短縮することができる。

(会員による解約)

- 第18条 1. 会員が Inforex サービスの利用を解約する場合、解約する月の前月末日までに当社ホームページ上で申し出るか「サービス利用解約届」を提出するものとする。
2. 当社は、会員が Inforex サービスに登録したデータを、解約月の翌月以降に削除する。

(会員資格の喪失)

- 第19条 1. 当社は、前条第1項の規定によるほか会員が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除し会員資格を喪失させることができる。
1) 第14条第2項の規定により通知した停止期間を経過後、なお会員が第14条第1項各号のいずれかに該当するとき
2) 差押え、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生、民事再生、特別清算等の申立てがあつたとき
3) 解散及び営業の全部または重要な一部の譲渡の決議がなされたとき
4) 租税公課の滞納処分を受けたとき
5) 手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至つたとき
6) 監督官庁より営業取消または営業停止処分を受けたとき
7) 本規約の条項に違反したとき
8) その他信用状態の悪化等、Inforex サービスの提供停止につき相当の事由が認められるとき
2. 当社は、会員の Inforex サービスに登録済みのデータを会員資格の喪失月の翌月以降に削除する。

第四章 データの取り扱い

(保証)

- 第20条 1. 会員は、Inforex サービスに登録するデータの記載内容を保証する義務を負い、当社はこれに関して一切の責を負わない。
2. 会員は、Inforex サービスに登録するデータの著作権、使用权、及びその他権利について、第三者の権利を侵害していないことを保証する。

(紛争の解決)

- 第21条 前条の保証にもかかわらず、万一、第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用負担(弁護士費用等も含む)をもってこれを解決するものとし、当社が損害を被つた場合には、当該データを提供した会員は、当社に対し、損害賠償義務を負うものとする。

(データの削除)

- 第22条 1. 会員が第20条の規定に違反した場合、当社は、当該会員への通告なしに当該データを削除することができる。

2. 当該データを削除された会員は、当社の前項の措置に対し、何ら異議申し立てや損害賠償等の請求を行わないものとする。

(会員間の利用許諾)

第23条 会員は、Inforex サービスに登録された自己のデータが次の利用者に提供されることをあらかじめ承諾し、何らの対価を求めないものとする。ただし、会員が Inforex サービスの公開制御機能を用いて自己のデータの利用者を指定した場合、当該データは当該利用者のみを提供される。

- 1) 卸売業
- 2) 小売業
- 3) 外食事業者
- 4) ネット販売業者
- 5) 物流会社
- 6) 市場調査会社
- 7) Web サイト運営事業者
- 8) その他、商品情報利用により効率化が図られると考えられる企業

第五章 料 金

(利用料金)

第24条 当社は、Inforex サービスの利用料金を「Inforex サービス料金表」にて別途定めるものとする。

第六章 料金の請求

(料金の請求対象期間)

第25条 料金の請求対象期間は、次のとおりとする。

種 別	請求対象期間	請 求 方 法
管理手数料	4月～9月	管理手数料年額の1/2を請求する。
	10月～翌年3月	管理手数料年額の1/2を請求する。
データ保管料	4月～9月	4月末時点のデータ保管数に応じて請求する。
	10月～翌年3月	10月末時点のデータ保管数に応じて請求する。

(消費税等)

- 第26条
1. 当社は、利用料金に別途消費税相当額を加算して請求する。
 2. 消費税相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(請求先)

第27条 当社は、会員または会員に代わって自ら利用料金を支払う旨を当社が承諾した「支払委託業者」に利用料金を請求する。

第七章 料金の支払い

(支払義務)

第28条 会員及び支払委託業者は、当社から請求された利用料金を支払わなければならない。なお、請求開始日は当社ユーザー管理サイトで利用申込みを行った者が書面による利用申込書を提出した日以降とする。

(支払方法)

第29条 会員及び支払委託業者は、利用料金をそれぞれが指定する金融機関から預金口座振替により支払う。なお、振替に係わる手数料は、当社負担とする。

(支払期限)

第30条 支払期限は、第25条で定められた請求期間開始月の翌々月14日とする。当日が金融機関休業日の場合はその翌日とする。

(料金の返還)

- 第31条
1. 当社は、会員または支払委託業者より收受した Inforex サービス利用料金については、次の各号による場合を除き理由の如何を問わず返還しない。
 - 1) 当社の請求金額に誤りのあった場合
 - 2) 会員による過払いがあった場合
 - 3) 当社が第17条の規定により Inforex サービスの提供を終了する場合
 2. 前項第3号により利用料金を返還する場合、既に会員または支払委託業者が支払い済みの利用料金のうち、利用済みの期間分を月割りとして総額から減じた後、残額を返還する。

第八章 雑 則

(免責)

第32条 当社は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、Inforex サービスの利用に関して、会員に発生した損害については、その責を負わない。

(損害賠償額の予定)

第33条 当社は、当社の故意または重大な過失に起因し、Inforex サービスの利用に関して、会員に損害が発生した場合、会員より過去一年間に收受した利用料金を限度として、その損害を賠償する。

(割増金)

- 第34条 本規約に違反して不正に Inforex サービスを利用した場合、会員は不正に Inforex サービスを利用した期間の利用料金に3を乗じた額を割増金として支払わなければならない。
- (遅延損害金)
第35条 1. 会員が利用料金の支払いを怠った場合は、支払期限の翌日より完済の日まで、年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。ただし、支払期限の翌日から起算して10日以内に支払があったときは、この限りではない。
2. 前項の規定により算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (秘密保持)
第36条 会員及び第27条に規定する会員の支払委託業者は、Inforex サービスの利用により知り得た技術上、またはその他の業務上の機密情報を、Inforex サービスの利用期間中のみならず解約または会員資格の喪失後も第三者に漏洩しないものとする。
- (反社会的勢力の排除)
第37条 1. 会員及び当社は、自ら及び自らの役員(取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいう)、従業員、主要取引先、その他の会員の株主(実質的に経営を支配する者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
2. 会員及び当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを相互に表明、確約する。
1) 暴力的な要求行為
2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
5) 反社会的勢力等に名義を利用させる行為
6) その他、前各号に準ずる行為
3. 会員は本条の違反に関して、次の各号に従うものとする。
1) 会員は前2項のいずれかに違反していると当社が合理的に判断した場合は、何ら通知、催告を受けることなく会員の資格を失う
2) 本項第1号に基づき会員資格の喪失により会員に損害が生じたとしても、損害賠償請求はできない
3) 本項第1号に基づき会員資格を喪失したときに当社に損害が発生したときは、これを賠償する
4. 会員は、当社が本条に違反した場合、それにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。
- (紛争解決)
第38条 会員は、Inforex サービスに関して、他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合は、本規約に別段の定めがない限り、自己の責任と費用負担をもって当該紛争を解決するものとする。
- (合意管轄)
第39条 会員と当社との間で、本規約に関する訴訟の必要が生じた場合については、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに同意する。
- (協議事項)
第40条 本規約に規定のない事項及び本規約に関して疑義を生じた場合、当社及び会員は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

附 則

- (適用期日)
本規約は、2020年 4月 1日より適用する。
2020年 4月 1日 制 定
2021年 9月 1日 一部改定